

# 令和8年度羽咋市縁結び支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務の趣旨

- (1) 本業務は、未婚・晩婚化、少子化を緩和し、若者に魅力があり、活気あるまちづくりの推進を図るため、独身男女の縁結び支援業務を実施することを目的とする。
- (2) 羽咋市においては、効率的・効果的な業務運営を図るため、本プロポーザルに参加する事業者から優れた提案を募集する。
- (3) 選定の手続きについて必要な要件を定める。

## 2 業務委託内容

- (1) 業務名 : 令和8年度羽咋市縁結び支援業務委託
- (2) 業務委託の内容  
「令和8年度羽咋市縁結び支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間  
契約締結の日から令和9年3月31日まで  
※委託期間は、変更となる場合がある。
- (4) 見積上限額  
2,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 3 選定方法

受託者の選定は、公募型プロポーザルとする。二段階の審査を経て、令和8年度羽咋市縁結び支援業務委託業者選定委員会(以下「委員会」という。)で決定する。

プロポーザルへの参加申込を希望する事業者(以下「参加申込事業者」という。)は、別に定める参加申込書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。

### (1) 会社概要関係書類

所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認できるもの(パンフレットの使用も可とする。)

### (2) 受託実績一覧表

### (3) 参加申込書類の提出方法は、持参または郵送(配達証明付き書留郵便)とする。

#### ①提出部数:各1部

#### ②提出先

〒925-8501 石川県羽咋市旭町ア200番地

羽咋市市民福祉部こども課子育て支援係

## 4 参加資格

このプロポーザルに参加することができる者は、参加届出書を提出した時において、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 令和7年度、令和8年度羽咋市競争入札参加資格者名簿に登録された者、また、第一次審査までに登録見込の者
- (2) 石川県内に所在する又は支店(営業所)がある団体(法人格の有無は問わない。)
- (3) 次に掲げる者でないこと。
  - ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
  - ②国又は地方公共団体その他の公共機関から業務等に関し指名停止の措置を受けている者
  - ③消費税若しくは地方消費税又は羽咋市税を滞納している者
  - ④宗教活動又は政治活動を目的としてこのプロポーザルに参加しようとする者
  - ⑤特定の公職にある者(候補者を含む。)又は政党若しくは政治団体を推薦し、若しくは支持し、又はこれに反することを目的としてこのプロポーザルに参加しようとする者
  - ⑥暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者

## 5 応募書類の交付

- (1) 交付場所  
羽咋市ホームページ又は羽咋市役所こども課(11番窓口)
- (2) 交付期間  
令和8年5月1日(金)から令和8年5月29日(金)まで  
この期間中の土曜日、日曜日及び祝日(以下「休日」という。)を除く各日の午前9時から午後5時までとする。

## 6 本プロポーザルに関する質問及び回答方法

- (1) 質問の内容  
本プロポーザルに関する質問は提案書の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。
  - ①受付期間  
令和8年5月1日(金)から令和8年5月13日(水)午後5時まで

## ②提出方法

質問票（様式任意）を電子メールで提出

※質問票には質問者、電子メールアドレスの記載必須

## ③回答方法

質問票に記載された質問者、電子メールアドレスへの返信及びホームページに公開する。

## 7 企画提案書の提出

(1) 参加事業者は、本実施要領に従い、次に定める項目についての企画提案書及びその他提出書類を作成し、所定の方法により期日までに提出しなければならない。

①会社概要及び財務状況関係書類

②受託実績があれば受託実績一覧表

③業務実施計画

④提案見積書

⑤その他独自提案

⑥業務遂行体制

⑦個人情報保護に対する考え方

⑧危機管理（不測事態（災害等）発生時の対応）に関する提案

⑨苦情対応に関する提案

(2) 記入方法

①提出書類は、原則としてA4判・縦型・横書・左綴じで作成すること。

②提出書等に記載する文字の大きさは、12ポイントとし、書体は任意とする。

③文書を補完するためのイラスト、イメージ画等を使用してもよい。

④正本にあたる企画提案書の表紙には、宛先「羽咋市長」、タイトル「令和8年度羽咋市縁結び支援業務委託企画提案書」、提出年月日、会社名を記載することとする。

⑤正本にあたる企画提案書の表紙にのみ実印（代表者印）を押印することとする。

⑥副本にあたる企画提案書の表紙には、宛先「羽咋市長」、タイトル「羽咋市縁結び支援業務委託企画提案書」、提出年月日を記載すること。

⑦会社名は記載しないこととする。副本は、4部用意し、CD等電子データも提出すること（正本は事務局で預かり、副本により審査を実施する。）。

⑧企画提案書等の著作権は、それぞれ製作者に帰属するが、プロポーザルの実施上必要な場合は、無断、無償で複製する場合がある。

⑨応募方法は、持参又は郵送とする（ファクシミリ及び電子メールでの応募は、受け付けない。）。

⑩企画提案書の提出先は、羽咋市市民福祉部こども課子育て支援係とする。

### (3) 提出期間

令和8年5月1日（金）から令和8年5月29日（金）までの（休日を除く。）午後5時までとする。

なお、郵送による提出の場合は、令和8年5月29日（金）必着とする。

### (4) 応募にあたっての留意事項

- ①企画提案書は、別に定める「令和8年度羽咋市縁結び支援業務委託仕様書」に基づき作成すること。
- ②提出する企画提案書等は、持参又は郵送（配達証明付き書留郵便）とする。
- ③応募書類の作成に必要な経費については、応募者の負担とする。
- ④提出された応募書類については、返却しない。
- ⑤応募書類に記載されている個人情報については、企画書の審査及び選定以外の目的には利用しない。

### (5) その他

- ①提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。
- ②提案書等の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。
- ③提出された書類は返却しない。
- ④提出された書類は、羽咋市情報公開条例（平成13年羽咋市情報公開条例第5号）に基づき公開する場合がある。
- ⑤提出された書類は、この募集の選定以外の目的では使用しない。
- ⑥書類提出後、辞退する場合は別に定める辞退届（第2号様式）に記入し、その旨を申し出ること。

## 8 企画提案書の内容

企画提案書には、以下の項目について記載する。各項目における判断基準は、別紙のとおりとする。

なお、企画提案書副本については、業者が特定できる社名等を記載しないこと。

### (1) 会社概要及び財務状況関係書類

会社概要について、設立年月日、所在地、資本金、事業内容、社員数、組織図等を記載すること。財務状況について、直近2か年の会計年度における貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書を提出すること。

### (2) 受託実績一覧表

婚活イベント業務の受託実績がある場合は、過去3年間分について請負実績を証明できるものを「別紙」として添付すること。

また、請負実績の証明として、契約書の写しを提出する場合は、契約書の表面（契

約者が証明できる部分) 及び仕様書等 (業務内容や従事者数がわかる部分) のみとし、約款等が記載されている部分の提出は不要とする。

(3) 業務実施計画

業務委託開始に向けて、業務等準備をどのように進めるか、円滑に行うための対応について記載すること。

(4) 提案見積書について

積算内訳がわかるように具体的に記載すること。

(5) その他独自提案について

その他、市にとってより事務効率化となる提案や事業者が提案するサービスがあれば、具体的にその内容を記載すること。

(6) 個人情報保護に対する考え方

委託業務を運営する上での個人情報の管理体制について、具体的に記載すること。

(7) 危機管理に対する考え方

業務トラブル時や欠員対応について具体的に記載すること。

災害や緊急時への対応について具体的に記載すること。

(8) 受託後の人員体制及び苦情対応に対する考え方

受託後の人員体制及び苦情等に対する対応方法について、具体的に記載すること。

## 9 受託者の審査、評価及び選考

提案内容の審査にあたり、委員会が評価基準に基づき各評価項目の審査を行う。

(1) 審査方法

書類審査及びプロポーザル方式の審査を経て、委員会で決定する。

※審査会及び結果については、後日、通知する。

①第一次審査

ア 場 所 : 羽咋市役所内会議室

イ 日 時 : 令和8年6月上旬

ウ 審査方法 : 書類審査

エ 審査結果 : 文書で通知する。

②第二次審査

ア 場 所 : 羽咋市役所内会議室

イ 日 時 : 令和8年6月下旬 ※日程は調整の上、個別に連絡する。

ウ 審査方法 : プレゼンテーション

エ 審査結果 : 文書で通知する。

(2) 評価項目は、下記のとおりとする。

評価項目	判断項目・判断基準	点数
提案内容について	<p>(1) 羽咋市が示した要求仕様等を十分に理解しているか。</p> <p>(2) 全体を通して、業務の効率化やマッチング・結婚に直結する実現可能で具体的な企画・提案であるか。</p> <p>(3) 実施スケジュールは、的確で具体性があるか。</p> <p>(4) 契約締結から業務開始までの打合せや連絡・調整等について、明確であるか。</p> <p>(5) イベント広告の方法、内容が効果的なものとなっているか。</p>	25
業務委託実績について	<p>(1) 会社の規模、経営状況を総合的に判断し、安定して業務を行い得る経営基盤があるか。</p> <p>(2) 過去に類似業務の実績があり、そのノウハウを十分に活かせることが期待できるか。</p>	15
独自企画提案について	<p>(1) 提案者の強みを活かした独自性のある提案があるか。</p> <p>(2) イベント内容についての提案はわかりやすいか。</p>	30
個人情報保護について	<p>(1) 個人情報の取り扱いに関する方針等が設けられているか。</p> <p>(2) 万一、個人情報を漏えいした場合の対策として、損害賠償保険へ加入しているか。</p> <p>(3) システム管理や個人情報保護等セキュリティ対策は適切なものか。</p>	10
危機管理に関する考え方について	<p>(1) 欠員が発生した場合において、即座に適切な対応ができる人員体制がどのようにとれるのか明確であるか。</p> <p>(2) 災害（地震・火災等）や緊急・突発的な事態が発生した場合を想定した対策があるか。また、協力体制についてどのような対応をするのか明確であるか。</p> <p>(3) 業務の履行が不可能になった場合の対応について明確であるか。</p>	10
提案見積金額について	企画に対して委託金額の内訳が適正であるか。	10

提案書等については、本プロポーザル審査委員会において審査する。また、プレゼンテーション審査については、応募者に詳細を通知する。なお、参加者が1社の場合においても当該事業者選定は成立するものとする。

### (3) 契約の締結

委員会の第一次・二次審査結果により、1社選定された者を、優先交渉権者として市長への答申を行う。その後、市長の決定を経て、契約締結の交渉を行う。

ただし、当該交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

## 10 失格事項

次のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提案書等の提出期限に遅れた者
- (2) 審査会の実施時間に遅れた者
- (3) 提出書類等に虚偽の記載をした者

## 11 添付資料

令和8度羽咋市縁結び支援業務委託仕様書

## 12 書類等の照会・問合せ先

〒925-8501 石川県羽咋市旭町ア200番地

羽咋市市民福祉部こども課子育て支援係

TEL 0767-22-1114

FAX 0767-22-3995

電子メール kodomo1@city.hakui.lg.jp